

〈注記（一般勘定）〉

（１） 重要な会計方針

① 運営費交付金収益の計上基準

業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行基準）を採用しております。

② 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物	10年
機械及び装置	4年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	4年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

③ 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金

個別法による低価法

⑤ 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計算方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成18年3月末の10年もの国債の利率を参考に1.770%で計算しております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

(3) 重要な債務負担行為

重要な債務負担行為はありません。

(4) 後発事象

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成 18 年法律第 24 号）（以下「法律」という。）により、法律の施行の時（平成 18 年 4 月 1 日）に、独立行政法人産業医学総合研究所（以下「産業医学総合研究所」という。）は解散した上で、その組織及び業務を当法人に統合し、その名称を独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）と改めております。研究所は、産業医学総合研究所が有する権利及び義務のうち国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務を承継いたしました。

産業医学総合研究所の権利及び義務の承継に際し、研究所が承継する資産の価格から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究所に出資されたものとされます。これらによる増加資本の額並びに産業医学総合研究所より承継する資産の価格につきましては、今後開催される資産評価委員会の決定によることとなりますので、未定であります。

(5) セグメント情報

セグメント情報ははありません。

〈注記（労働福祉事業勘定）〉

(1) 重要な会計方針

① 運営費交付金収益の計上基準

業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行基準）を採用しております。

② 減価償却の会計処理方法

I 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
構築物	15～30年
機械及び装置	4～7年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	4～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

II 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

④ 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計算方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成18年3月末の10年もの国債の利率を参考に1.770%で計算しております。

⑤ リース取引の処理

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更はございません。

(3) 重要な債務負担行為

重要な債務負担行為はありません。

(4) 後発事象

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成 18 年法律第 24 号）（以下「法律」という。）により、法律の施行の時（平成 18 年 4 月 1 日）に、独立行政法人産業医学総合研究所（以下「産業医学総合研究所」という。）は解散した上で、その組織及び業務を当法人に統合し、その名称を独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）と改めております。研究所は、産業医学総合研究所が有する権利及び義務のうち国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務を承継いたしました。

産業医学総合研究所の権利及び義務の承継に際し、研究所が承継する資産の価格から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究所に出資されたものとされます。これらによる増加資本の額並びに産業医学総合研究所より承継する資産の価格につきましては、今後開催される資産評価委員会の決定によることとなりますので、未定であります。

(5) セグメント情報

セグメント情報はございません。